

## 県立生田高等学校施設の利用について

### 1 ご利用いただける施設

利用施設	利用できる設備等	利用日	利用時間
体育館	バスケットボールコート バレーボールコート バドミントンコート	平日・土日祝 (長期休業中を除く)	午後7:00～午後9:00
附属施設 (外トイレ)			

### 2 利用のしかた

#### (1) 利用できる方

スポーツ活動を目的とする県内在住又は在勤の方

なお、次のような場合は、(利用承認後であっても) 利用をお断りいたします。

- ア 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
- イ 営利を目的とした利用
- ウ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- エ 申込内容に反する利用
- オ 未成年の方のみの利用
- カ その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用

#### (2) 申込方法

- ア 申し込みにあたっては、あらかじめ「利用者名簿(様式1-2)」により利用登録してください。団体の代表者は20歳以上の方を指定してください。以後、毎年登録手続きをしていただく必要があります。
- イ 登録できる期間は、3月、4月、9月の1～15日です。ウの施設利用申込書を提出する前に登録を完了してください。
- ウ 登録後、利用希望日の属する月の前月初日から20日までの間に「施設利用申込書(様式1)」により、施設開放担当に申し込んでください。(FAX可)  
その際、次のとおり長3(120×235mm)の返信用封筒(宛名明記、82円切手貼付)を申込書とともに提出してください。
  - a エの承認書を受け取りに来られる方：返信用封筒1通(電気代実費相当額納付書送付用)
  - b エの承認書の郵送を希望される方：返信用封筒2通(〃 + 承認書送付用)
  - c FAXまたは郵送で申込書を提出される方：郵送にて、aまたはbにより送付してください。
- エ 校内で調整の後、利用可能な場合は、前月26日以降「施設利用承認書(様式2)」をお渡ししますので受け取りに来てください(平日9:00～17:00)。利用できない場合は、電話連絡いたします。  
  
\*利用承認された後、利用できなくなった場合には、速やかにご連絡ください。  
\*やむを得ず当日キャンセルする場合は、17時までに必ず学校に連絡してください。  
\*承認書を交付した後も学校行事・天候等やむを得ない事由により施設が利用できなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。

オ 翌月分の調整による決定後、空きがある場合は、先着順とします。

\*先着順による利用回数は、1団体たり2回までとします。

\*利用希望日の3日前(土日、祝日は、算入しない)までに申請してください。

### 3 保険の加入について

利用者の皆様には、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入をお勧めしています。また、利用申込みの際に傷害保険の加入の有無を確認させていただくことがありますので、ご了承ください。

#### **守っていただきたいこと**

学校施設は、県民共有の財産です。皆さんが気持ち良く利用できるよう、また、生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってご利用ください。

- (1) 下記の事項を厳守してください。
  - ア 学校の敷地内は禁煙です。
  - イ 指定された利用施設以外の場所には、入らないでください。
  - ウ 体育館の中は飲食禁止です。(水分を補給するときは、入り口まで出てお飲みください。)
  - エ 体育館シューズの利用は館内のみです。外トイレの利用等、体育館を出る時は、必ず外履きに履き替えてください。
  - オ 体育館の床・壁等には、ガムテープ等は絶対に貼らないでください。
- (2) 利用当日は、18時45分までに事務室で体育館、職員玄関の門の鍵を受け取り、体育館使用簿に記入してください。
- (3) 利用後は、利用施設の清掃を行い、利用前の状態に戻した後、体育館・トイレの電気を消し、21時まで速やかに退出してください。体育館の鍵は利用責任者の方がきちんと施錠し、複数の目で確認をしてください。(生徒下校後は正門・生徒通用門を閉めますので、事務室横の出入り口から出入りしてください。)
- (4) 利用責任者は、最後に「施設利用日誌(様式3-2)」に記入し、職員玄関(事務室のある玄関)脇のポストに日誌、体育館・職員玄関の門の鍵を入れて、職員玄関の門を施錠してください。
- (5) 駐車・駐輪(自転車・バイク)は事務室前のスペースをお使いください。
- (6) 利用中は門扉を閉めてください。
- (7) 開放施設利用中の事故等、緊急時については、各自対応していただいております。利用にあたっては事故のないよう責任を持って安全に努めてください。また、利用中に異常な状態に気付いたときには速やかに警察や消防署等に連絡してください。警察や消防に連絡した場合及びその他必要と考えられる場合には、学校に必ず報告してください。(施設利用日誌への記入、警備会社に連絡など、緊急連絡先を参照)

#### ○ 緊急連絡先

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| ・多摩警察署    | 044-922-0110    |
| ・多摩消防署    | 044-933-0119    |
| ・聖マリアンナ病院 | 044-977-8111(代) |

#### ○ 夜間で学校職員がいない場合

- ・警備会社セコム百合ヶ丘営業所 044-965-2021

- (8) 利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、必ず「施設・設備破損届(様式3)」に記入し提出してください。
- (9) 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するた

めの経費について、弁償の責任を負っていただきます。

- (10) 利用した場合は後日、照明電気代利用実費相当額（表のとおり）の納付書を代表者宛に送付します。納付期限がありますので、必ず、納付書がお手元に届き次第、すぐにお近くの金融機関で納付してください。
- (11) 以上の内容について守れない方については、その後の使用をお断りすることがあります。

\*学校開放体育施設照明電気代実費相当額・消費税

利用時間	施設	電気代実費相当額	うち消費税相当分
利用1回 (2時間まで)	体育館	440円	32円

〒214-0035  
川崎市多摩区长沢3-17-1  
神奈川県立生田高等学校  
施設開放担当  
電話 044(977)3800  
FAX 044(976)9398